

令和8年度 国際スポーツ大会開催支援事業 募集要項

1 目的

この事業は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内で国際スポーツ大会の開催を予定している団体に対し、その開催に係る経費の一部の支援などを通じ、国際スポーツ大会の誘致・開催を促進し、東京のスポーツ振興及び国際プレゼンスの一層の向上に寄与することを目的として実施するものです。

2 支援事業の対象となる大会

原則として、次の全ての要件を満たし、国内外から多くの観客・選手が集まり、東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わいの創出等が期待される国際スポーツ大会を対象とします。

- （1）東京都内での開催が決定されていること。
- （2）国際競技連盟（アジア連盟等を含む。）など各競技を国際的に統括する団体が主催又は公認等すること（公益財団法人日本パラスポーツ協会の登録団体が主催又は主管等するパラスポーツの国際大会で、支援限度額3,000万円以内の申請をする場合を除く）。
- （3）公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体及び公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体等、国内統括競技団体（以下「国内統括競技団体」という。）が主催又は主管等すること。
- （4）別表1に掲げる観客数又は参加国数が見込まれること。
- （5）支援大会の開催を通じて、東京都スポーツ推進総合計画におけるスポーツの関わり方として掲げた4つの視点「する」「みる」「支える」「応援する」各々の活動の促進につながるよう、都と連携したスポーツ振興事業を実施すること。具体例として、アスリートとの交流や競技体験、親子観戦招待や学校単位での観戦企画、ボランティアの参加等。
また、スポーツ振興事業の参加者に対してアンケート調査を行うこと。
- （6）大会の開催時には、広報配布物や会場装飾等に、都が提供する素材を用いる等、都の名義を表示すること。また、大会を通じて都の魅力を発信する取組として、動画や広告の掲出、支援大会に係る写真や動画など素材の提供、取材等、都からの協力依頼に対し、特段の支障がある場合を除き応じること。
- （7）令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開催される大会

※支援事業の対象外となる大会

- ・大会の開催に当たり、都が開催都市として、「令和8年度 国際スポーツ大会

開催支援事業実施要綱」に定める以外の責務（開催都市契約の締結、開催を支持する公文書の作成（都に責任が生じるもの）等をいう。）を負うことが予定されている大会

- 同一大会において、都の開催支援を受けた実績が、令和8年度以降、4回以上ある大会（支援限度額3,000万円以内の申請をする場合を除く）

※上記（5）及び（6）を実施しない場合、協定を締結しても支援の対象とならない場合があります。

3 支援内容

- 支援内容は別表1に掲げるものとする。
- 支援対象経費及び支援対象外経費は別表2に掲げるものとする。ただし、令和8年2月3日時点で既に東京都開催が決定している大会については、支援上限額3,000万円とする。
- 大会運営において、別表3に掲げる取組を行った場合、都は、予算の範囲内において、支援額を加算する。

※支援大会は、後段6の「審査・選考の手続」を経た上で決定されます。

令和8年度の誘致・調査支援の大会で、引き続き開催支援を希望する場合は、改めて開催年度の支援事業の審査対象となります（都の誘致・調査支援制度により東京開催が決定した場合であっても、開催支援の対象とならない場合があります。）

4 支援事業の対象となる団体

支援大会を開催する次の団体が対象です。

- 国内統括競技団体
- 大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人（大会組織委員会等）

5 申請方法

令和8年度国際スポーツ大会開催支援事業実施要綱の内容を確実に確認し、申請してください。

（1）提出書類

令和8年度国際スポーツ大会開催支援事業 支援申請書（第1号様式）

（2）添付資料

ア 事業計画書（第2号様式）

イ 事業収支計画書（第3号様式）

- ウ 大会開催における支援対象経費の支出計画書（第4号様式）
- エ 団体概要（第5号様式）
- オ 誓約書（第6号様式）
- カ 確約書（第7号様式）
- キ スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞に係るセルフチェックリスト又は＜一般スポーツ団体向け＞に係るセルフチェックシート（ただし、申請者が大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人（大会組織委員会等）で、予選大会を含む参加国数が30か国以上又は開催事業費が2億5千万円以上の国際競技大会については、同庁が公表している「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制の在り方に関する指針」（令和5年3月30日）に基づくセルフチェックリスト）
- ク 大会開催に関する書類（国際競技連盟からの開催地決定通知等）
- ケ 申請者の定款、規約又はこれらに類するもの
- コ 申請者の組織体制
- サ 申請者の役員名簿
- シ 直近における申請者の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録等）
- ス 申請書に使用した印鑑の印鑑証明（ただし、申請日以前3か月以内に発行されたものに限ります。）
- セ その他都が必要と認める書類

（3）提出方法

- ア 令和8年2月13日（金曜日）までに、
 - ① 大会名
 - ② 競技名
 - ③ 開催日程
 - ④ 大会費用概算額及び申請概算額
 - ⑤ 外部人材活用支援の希望有無
 - ⑥ 支援額加算の利用有無（利用有りの場合は概算額）をメール本文に御記載の上、本書末尾の連絡先へメールにて御連絡ください。
- イ 令和8年2月20日（金曜日）までに、提出書類一式をメールにて、同連絡先へ御提出ください。（紙媒体でしかないものは、電子化の上、添付願

います。)

押印を必要とする書類（第1号様式）は、実印（印鑑証明で確認できる印）を押印の上、原本の提出についてもお願ひいたします。

また、申請書に使用した印鑑の印鑑証明（ただし、申請日以前3か月以内に発行されたものに限ります。）についてもメール提出とともに原本の提出をお願ひいたします。

お手数ですが、御提出の際は、お電話にて御一報ください。

（4）申請受付期間

令和8年2月3日（火曜日）から2月20日（金曜日）まで（必着）

※申請は一団体につき、一大会のみとさせていただきます。ただし、同時期に開催するなど、複数の大会を一体のものとして開催する場合は一大会とみなし、申請することができます。

6 審査・選考の手続

（1）審査

申請受付期間終了後、申請団体の適格性や大会の内容について、所定の基準に照らして審査の上、支援大会を選定します。

なお、選定の経緯や内容は非公開とします。

※申請団体の適格性に関する審査項目の例

- ・スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況の自己説明の内容
- ・申請団体の体制、必要な規約の整備状況など

※大会の内容に関する審査項目の例

- ・大会意義・規模・内容など
- ・都と連携したスポーツ振興事業（都民への還元等）の内容
- ・都立スポーツ施設の活用

（2）審査に必要な資料の提出

審査に当って追加資料の提出、説明及び追加のヒアリング等を行う場合があります。

（3）選考及び審査結果の通知

審査の結果は、令和8年4月上旬を目途に全ての申請者に対し書面で通知予定です。支援大会に選定された場合は、協定の締結手続等について別途御案内します。

（4）支援大会の公表

選定された支援大会については、原則として、公表させていただく予定です。あらかじめ御了承ください。

7 その他

- (1) 申請された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及びその他関係法令を順守します。
- (2) 申請内容について、審査に先立ち都職員より電話、訪問等で確認する場合があります。
- (3) 支援大会の要件を満たす場合でも、審査基準に基づく採点の結果、不採択若しくは申請額から減額した決定となる場合があります。（申請をした全ての事業が採択されるとは限りません。）

8 連絡先

（申請書類提出及び事業全般の問合せ）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号
東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部国際大会課
大会支援担当
電話 : 03-5000-7419
メール : S1180901@section.metro.tokyo.jp

（パラスポーツ国際大会支援に関する問い合わせ）

東京都スポーツ推進本部スポーツ総合推進部パラスポーツ課
大会・観戦推進担当
電話 : 03-5000-7250
メール : S1180719@section.metro.tokyo.jp

別表1（支援内容）

		支援額 3,000万円以下※1	支援額 3,000万円超1億円以下
観客数・参加国数		観客数1,000人以上 又は 参加国数5か国以上が見込まれること（ただし、パラスポーツの 団体競技の大会においては2か国以上）（オリンピック、パラリン ピック又はデフリンピックの予選 を除く）	観客数10,000人以上 又は 参加国数10か国以上が見込まれること（オリンピック、パラリン ピック又はデフリンピックの予選 を除く）
経費の 支援	支援上限額	3,000万円	1億円
	支援割合 (1) 本則	新規 支援 ※3	(別表2に定める支援対象経費の) 2分の1 継続 支援 ※3 (別表2に定める支援対象経費の) 継続2回目：3分の1 継続3回目以降：4分の1 (別表2に定める支援対象経費の) 2分の1 (別表2に定める支援対象経費の) 2分の1 継続2回目：3分の1 継続3回目以降：4分の1 継続4回目以降は支援を行わない
	支援割合 (2) 重点政 策大会 ※2	新規 支援 ※2	(別表2に定める支援対象経費の) 3分の2 継続 支援 (別表2に定める支援対象経費の) 継続2回目：2分の1 継続3回目以降：3分の1 (別表2に定める支援対象経費の) 3分の2 継続2回目：2分の1 継続3回目以降：3分の1 継続4回目以降は支援を行わない
	(1)(2)共通		1 対象経費は、支援大会の開催年度におけるものとする。 2 支援事業の支援大会数は、都の予算の範囲内で設定する。 3 支援大会の収支決算において、余剰金が生じたときは、その余剰 金額を上に規定する額から控除する。 4 支援大会の収支決算において、欠損金が生じたときは、被支援団 体の負担とする。 5 別表3のとおり、大会運営においてユニバーサルコミュニケーション技術の活用又は解説付き大会中継配信を行った場合、支援額 を加算する。なお、当該加算については、各600万円を上限とし、 実費相当額を全額支援する。

その他の支援	<p>1 次の支援について、実施に当たり、都度、被支援団体は都に協議するものとする。</p> <p>(1) 東京都名義の使用</p> <p>(2) 東京都広報媒体による大会 P R</p> <p>(3) その他</p> <p>2 都は、支援大会のうち希望する大会に対し、大会運営、広報、マーケティング又は大会経理に係る専門人材の活用支援^{※4}を行う。対象大会は、申請者の意向及び別途定める審査委員会における審査結果を踏まえ、都の予算の範囲内において選定する。</p>
--------	---

※1 令和8年2月3日時点で既に東京都開催が決定している大会については、支援上限額3,000万円とする。

※2 東京都スポーツ推進総合計画における重点政策に関連する大会とは、以下の①から⑤までの大会とする。

- ①パラ：パラスポーツ部門を持つ大会
- ②女性：女性選手のみに出場資格がある大会
- ③ジュニア：18歳未満の選手のみに出場資格がある大会
- ④シニア：60歳以上の選手のみに出場資格がある大会
- ⑤バーチャル：バーチャルスポーツ部門を持つ大会

※3 同一大会につき、令和8年度以降に都の支援を受けて開催された実績のある場合は、「継続支援」の支援割合とする。

※4 支援大会に対して、都が指定する事業者による「外部人材の活用支援」を実施する。この支援は、申請者のうち希望する者のみが申請を行う。事業者への委託料は都が負担する。

なお、この支援は都予算の範囲内において実施し、支援可否については、選定結果通知時に合わせ申請者に通知する。

①外部人材の支援期間

原則として、令和8年4月から当該大会開催の翌月末（又は誘致・調査活動終了の翌月末）

②外部人材の支援内容

- ・1回3時間程度の対面打合せを伴う支援を1か月につき4回実施
- ・WEB会議、電話、電子メール、Microsoft Teams等を活用して隨時実施
- ・大会開催約1週間前から終了翌日までの対面打合せ及び現場対応

③ 支援する業務分野及び想定する人材

- ・大会誘致：外国語に堪能で、個人又は実務責任者として国際的なスポーツ大会又は催事の誘致における調整経験がある人材
- ・大会運営：大規模スポーツ大会又は催事を実務責任者として企画・運営した経験のある人材
- ・広報：観客獲得に向けた広報活動及び集客促進施策の企画、メディア取材誘致

に強みを持ち、大規模催事における集客実績がある人材

- ・マーケティング：大規模スポーツ大会又は催事等の協賛獲得に向けた営業活動の経験及び実績がある人材
- ・大会経理：大規模スポーツ大会又は催事に関する経理、会計処理の実務経験及び実績がある人材

④ 申請時に必要な申請事項

当該支援を希望する申請者は、「外部人材を活用して実施する取組内容」を事業計画書（第2号様式）に記載する。支援を希望する業務分野をいずれか1種類選択すること。

なお、申請者は、業務分野のうち「大会誘致」以外から選択すること。

別表2（支援対象経費及び支援対象外経費）

支援対象経費	支援対象大会の開催に係る会場関係費（会場借上費、会場設営費及び機材費）、警備・安全対策費（感染症対策費を含む。）、競技運営費、広報宣伝費、大会に参加する選手・役員等の渡航費及び宿泊費、その他大会開催に不可欠な経費。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとする。
支援対象外経費	<ul style="list-style-type: none">(1) 被支援団体の責により支援大会が未開催となったことに伴い生じた経費(2) 事業目的に照らし、都の事業として支援することが適当でないと認められる経費（例：賞金、接待を対象とする経費、IF公認料、被支援団体役職員への日当、旅行保険料等）(3) パソコン・動画配信サイト利用料、ホームページ更新費、システム導入費、備品購入費等被支援団体の経常的な使用又は利用に係る経費(4) 都が指名停止措置を行っている事業者への支払経費(5) 「第5号様式（第6条関係）団体概要」にて、「団体における会計上の消費税及び地方消費税の取扱」のいずれの事項にも該当しない団体については、支援対象経費内の消費税額

※渡航費・宿泊費については、実費弁償を原則としていますが、上限額の範囲内での支給となります。詳細は「令和8年度 国際スポーツ大会開催支援事業 実施要綱」別表2注意書きを御参照ください。

別表3（支援額の加算）

支援額加算の概要	大会運営において以下のいずれか又は両方の取組を行った場合、支援額を加算する。当該加算については、以下の(1)及び(2)の取組に要する実費相当額を、各600万円を上限とし、全額支援する。
支援額加算の対象経費	<p>(1)ユニバーサルコミュニケーション技術の活用</p> <p>(1)ユニバーサルコミュニケーション技術の活用</p> <p>大会運営において、透明ディスプレイやタブレットを活用した多言語テキストによる対応や、モニター等へのアナウンス・競技案内等の多言語テキスト表示の実施に必要な経費</p> <p>(2)解説付き大会中継配信</p> <p>以下の要件を全て満たす大会中継の実施に必要な経費</p> <p>ア YouTube等でライブ配信を行い、動画アーカイブを公開する。</p> <p>イ 大会終了後30日以内に、30秒から120秒程度のハイライト動画を作成してYouTube等で公開し、大会本体の動画閲覧促進につなげること。</p> <p>支援大会がパラスポーツ大会の場合、東京都等が当該動画を東京都等のウェブサイト等において発信することを承諾すること。</p>